「大阪府行政不服審査会条例の制定（案）」に対する府民意見等の募集結果

○募集期間：　平成２８年１月２５日（月曜日）から同年２月２３日（火曜日）まで

○募集方法：　郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数・意見数：　１人・１件

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ご意見等の概要 | 大阪府の考え方 |
| 委員等の守秘義務及び罰則 | 委員の守秘義務及び罰則につきましては、管理教育を受けてきました団塊ジュニアの世代が、理解をもっていると考えております。以上、ご勘案をお願い申し上げます。 | 　大阪府行政不服審査会は、調査審議の過程において、個人情報等に接する機会があり、守秘義務の遵守を求める必要性が高いと考えられること、第三者的立場からの客観的かつ公正な判断が求められること等から、その委員等について守秘義務を課す必要があると考えております。　また、守秘義務の遵守を担保するために、守秘義務に違反した場合には罰則を科す必要があると考えております。 |